

第 21 回公共サービス改革小委員会における審議の結果報告 「電子認証システムに係る運用・保守業務」（法務省）

公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第 259 回官民競争入札等監理委員会（令和 2 年 12 月 4 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議した結果、ヒアリングを実施することとされた「電子認証システムに係る運用・保守業務」（法務省）について、第 21 回公共サービス改革小委員会（令和 3 年 3 月 19 日）においてヒアリングを行った。

1. ヒアリング内容

法務省から、事業の概要、これまでに行った競争性改善の取組、事業の特殊性などについて説明があり、委員から以下のような意見等があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 現状の運用・保守業務だけでは競争性を確保することは困難であるため、システム開発・構築業務を含めた業務の一括化を検討することが必要ではないか。（意見）
- (2) 次期システム更改（令和 7 年予定）ではどのような検討を行う予定か。（質問）
（回答）クラウド化を含めて検討することを予定しており、デジタル庁とも相談しながら進めていくことになると思う。
- (3) 初期投資のリスクとして、システム構築スペースの確保等があげられるので、事業者任せにしない方策を検討してほしい。（意見）

2. 今後の方針

改革小委員会でのヒアリングを踏まえ、本事業については、自主的選定となった。なお、事業の開始時期、事業内容等の詳細については、次期システム更改のタイミングにあわせて、クラウド化、システム構築を含めた業務の一括化などを含めて委員会と連携して検討することとした。